

## センターにおける広報活動

関係団体と連携し、これらの団体が主催する説明会への協力や広報資料の配布等を通じて、和解仲介手続の目的、機能、実績等について周知徹底を図る。

### (主な説明会協力実績)

年	協力日程数
令和2年	延べ39日程
令和3年(※)	延べ17日程

#### ○令和3年説明会協力実績（詳細）

- 1月 全日本企業福祉協会主催 ADR申立て説明会・相談会（9日 郡山市）  
ちば市民活動・市民事業サポートクラブによる支援者向けADR勉強会（26日 千葉市）
- 2月 福島県司法書士会主催 原発ADR説明会・相談会（7日 郡山市、13日 浪江町）  
浪江町確定申告に合わせたオンライン説明会・相談会（15日～19日、21日 二本松市）  
福島県司法書士会主催 原発ADR説明会・相談会（21日 福島市）
- 3月 浪江町確定申告に合わせたオンライン説明会・相談会（1日～5日、21日 浪江町）  
全日本企業福祉協会主催 ADR申立て説明会・相談会（20日 郡山市）
- 5月 復興ボランティア支援センターやまがたによる支援者の集い（オンライン）にてADR紹介（28日）

### (広報資料配布等実績)

#### ○広報資料配布部数の増加

広報資料	令和2年	令和3年(※)
チラシ類	約170,000部	約40,000部

#### ○広報活動例

##### <自治体との連携>

- ・福島県発行「ふくしまの今が分かる新聞」1月号にADRセンターのチラシを同封
- ・東京都発行「定期便」2月号にADRセンターを周知するチラシを掲載
- ・「広報おおくま」に毎月和解事例を掲載

##### <司法書士会との連携>

- ・日本司法書士連合会が簡易版の申立書を作成

##### <被災者支援NPOとの連携>

- ・東京都の避難者支援団体「医療ネットワーク支援センター」が作成したADRセンターの広報動画を1月に公開
- ・埼玉県、宮城県の避難者支援団体が広報誌にADRセンターの記事を掲載

※令和3年の各数値は令和3年5月末時点の速報値等

## 原子力損害賠償紛争解決センターへの 申立ての手引き

# あれから10年、あなたにもできる 原発ADRの申立て

動画にて詳しくご説明いたします。各QRコードからご覧ください。

### 第1章 原発ADRの基礎知識

- 1 原発ADRの概要(Q1~3)
- 2 損害項目・証拠など(Q4~7)
- 3 費用・期間・時効(Q8~10)



### 第2章 和解事例

和解事例①~⑤



### 第3章 手続きの流れ

- 1 申立てから仲介委員指名まで
- 2 答弁書
- 3 主張の整理・補充
- 4 和解
- 5 和解が成立しなかった場合



### 第4章 申立書の記載方法

- 1 申立日・申立人
- 2 代理人
- 3 紛争の問題点・話し合いの経過
- 4 損害額・証拠



お問い合わせ先  
日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本町4番37号

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/> または [日本司法書士会連合会](https://www.shiho-shoshi.or.jp/) で

私は、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故により受けた以下の損害の賠償請求について、和解の仲介手続きを希望いたします。(複数選択可)

- 原発事故による避難に伴う避難費用、生活費増加費用等
  - 避難場所へ移動した、または避難場所から帰還した移動費用
  - 事故により世帯別離が発生した際の、生活費の増加分や面会交通費
  - 避難生活により家財を新たに購入した際の、家財道具購入費用
  - 避難生活中、宿泊施設や親族・知人宅に宿泊した際の宿泊費用(諸礼含む)
  - その他の避難生活に関わる生活費増加分の損害
- 原発事故に起因する体調の悪化による生命・身体的損害等
  - 避難により新たに傷病が発生した、または既往症が悪化したなどの入院院慰謝料等
  - 家族が避難により体調が悪化し、死亡した等の慰謝料等
  - その他の生命・身体的損害
- 原発事故による精神的損害等
  - 要介護者を連れて避難した、要介護者を介護した等、要介護者に関わる損害
  - 妊娠中に避難した、乳児や子どもを連れて避難した等、子どもに関わる損害
  - 避難場所にて困難があった、避難回数が多かったなど、避難に関する損害
  - その他の精神的損害
- 原発事故により失職、減収したことによる就労不能損害(内定者含む)等
  - 勤務場所の閉鎖や人員整理によって失職したことの就労不能損害
  - 転勤、転職を余儀なくされたことによる減収分や交通費増加費用、社宅費用等
  - 自身で栽培していた作物の販売等、自分の営業ができなくなったことの営業損害
  - その他の就労不能損害・営業損害
- 不動産や家財等の財物損害等
  - 放射能汚染による不動産価値の毀損による損害
  - ペットや家財において避難し、財産の喪失があったことによる損害
  - その他の財産の喪失による損害
- 市町村の除染によらず、自分で自宅等を除染した除染費用の損害
- 米、野菜等を自身で栽培していたのにできなくなったことによる損害
- その他、上記以外の損害

詳細を、この欄や別の用紙に記載して申立ててください。

.....

.....

.....

.....

- 私が東京電力に提出した請求書や証拠資料がある場合  
それらをセンターが取り寄せ、手続きに利用することに同意します。

## 和解仲介手続申立書

申立日 令和 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 宛

申立人 *マイナンバーは記載しないでください	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日	
住所または居所	現在			〒
	平成23年3月11日時点			〒
電話番号等	電話 ( ) FAX ( )			
	その他携帯電話等 ( )			
代理人	フリガナ			代理人の資格
	氏名			
	住所			
	電話番号等	電話 ( ) FAX ( )		
		その他携帯電話等 ( )		
郵便物の送付先 (指定通知場所)				
<input type="checkbox"/> 申立人欄記載の現在の住所地 <input type="checkbox"/> 代理人欄記載の住所地				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
被申立人	氏名または法人の名称	東京電力ホールディングス株式会社(旧商号-東京電力株式会社)		
	住所または本店所在地	〒100-8560 東京都千代田区千代田1-1-3		
和解の仲介を求める事項及び理由				
申立人と東京電力ホールディングス株式会社の間には、別記のとおり の紛争がありますので、和解の仲介をしてください。				
福島事務所				
( ) 第 ( ) 号				

(個人用様式)

該当する□にチェックしてください。 ※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

## 紛争の問題点

- 東京電力が示した賠償案では納得できません。
- 東京電力が作成した請求書ではよく分かりません。
- お金に困っているため、仮払を希望します。
- その他 ( )

## 話し合いの経過

- これまで東京電力に対して、損害賠償請求をしたことは
- あります。(  一部  仮払 )
- ※「あります」を選択された方へ 東京電力へ提出した請求書・証拠資料等をセンターが取り寄せ、手続で利用することに
- 同意します。
- ありません。
- これまで東京電力から、賠償金等を受け取ったことは
- あります。(  一部  仮払 )
- ありません。

## ※避難の有無についてお尋ねします。

- 避難しました。
- 避難しませんでした。

## 二重生活にかかった費用の賠償として

- \_\_\_\_\_円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

避難の内容、かかった費用は次のとおりです。

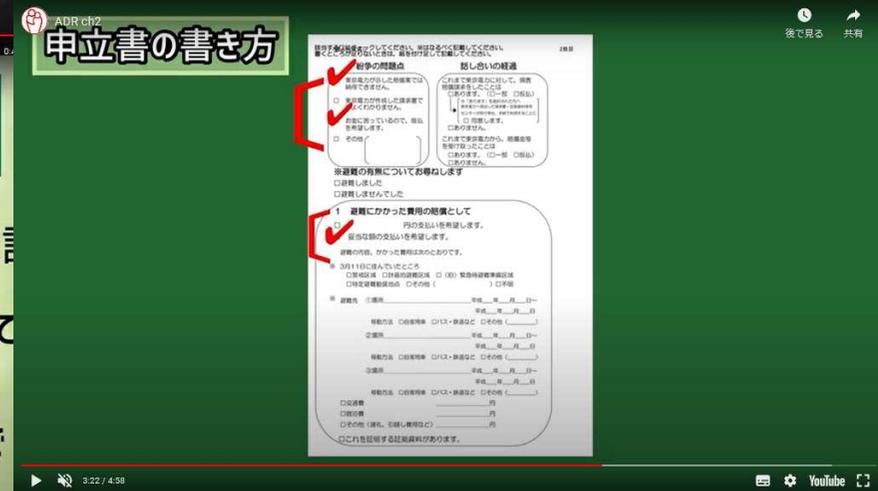
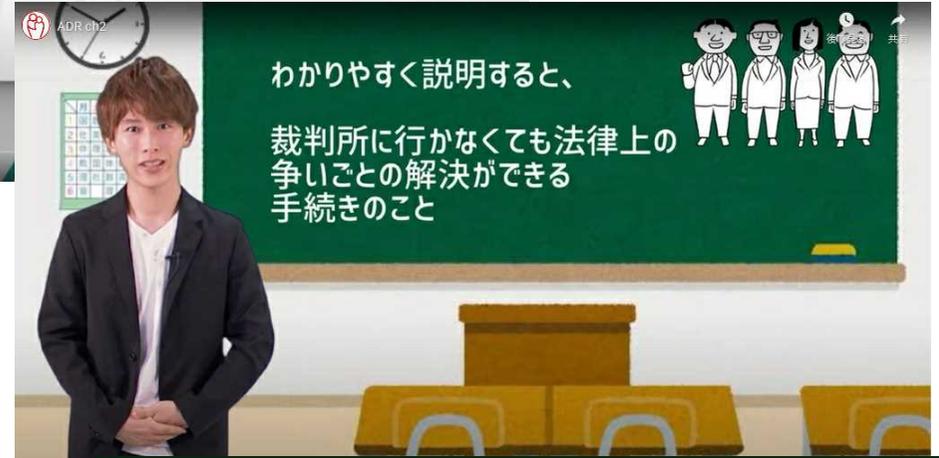
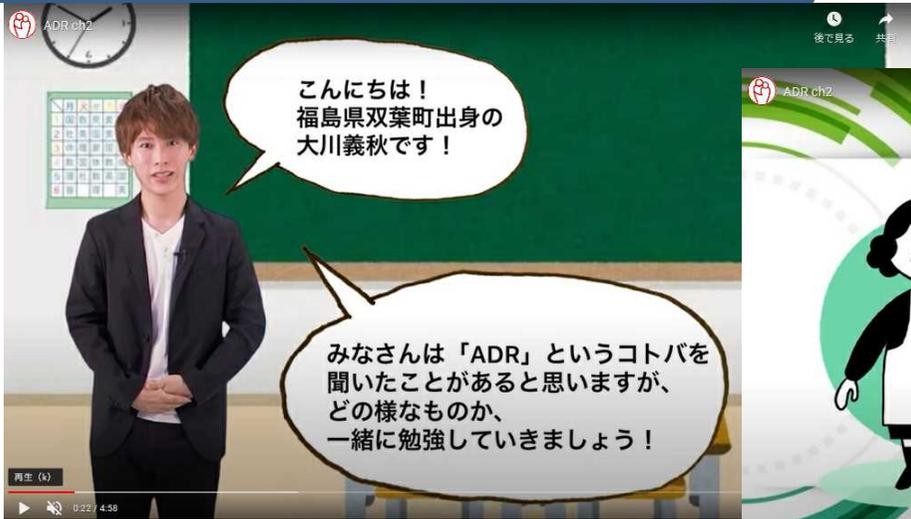
※3月11日に住んでいたところ

- 警戒区域  計画的避難区域  (旧)緊急時避難準備区域
- 特定避難勧奨地点  その他 ( )  不明

- ※避難先 ①場所 \_\_\_\_\_ 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )
- ②場所 \_\_\_\_\_ 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )
- ③場所 \_\_\_\_\_ 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )
- 交通費 \_\_\_\_\_円
- 宿泊費 \_\_\_\_\_円
- その他(謝礼、引越し費用など) \_\_\_\_\_円

- これを証明する証拠資料があります。

# 東京都のNPO「医療ネットワーク支援センター」 が作成したADR紹介動画



# 埼玉県のNPO「埼玉広域避難者支援センター」の広報誌にて、ADRを紹介



発行：福玉便利編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター（一社）埼玉県伊勢崎県協議会  
 協力：生活協同組合コープみらい埼玉県本部  
 連絡先：NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市緑区常盤6-4-21 とまむかおビル TEL:0120-60-7722

## 東日本大震災追悼式 2021年3月11日(木)

迎える3月11日で、東日本大震災の発生から10年目となります。区切りの年として、皆様からは追悼式に対する様々な御意見・御要望が寄せられました。しかし、世間の流れは人々が集うことを遠ざけています。感し合いの結果、我々は当会のみで祭香・祭神を行うことになりました。参加を望んでいた方々には大変申し訳なく思っており、当日の様子はYouTubeにて配信することとしました。その際、可能な限り、被災地出身者の言葉を伝えたいと思っています。加えて当会の10年間の定跡となる品々も揃える予定です。

また右側に龍山院の写真を掲載しましたので、当日は心をひとつに祭香ができればと思っております。

2021年3月11日 場所：龍山院

14:30：祭香 式辞

14:48：祭神 提議

協力 合同会社 職工房たまき  
 有限会社 ワンツーワンツー

主催 東日本大震災に絆か会 ひまわり

問合せ 福(タチバナ)080-3091-6215

YouTube アドレス: <https://youtu.be/7Q4PGXJ8BcU>



昨年3月11日の追悼式



## 牛山先生による「甲状腺検査&よろず健康講話」を開催します。

前号で「1月30日開催」とご案内しましたが、緊急事態宣言が発出されたため延期となりました。宣言解除を予想して開催日を決めました。検査ご希望の方は念のため事前にご連絡いただけますと幸いです。  
 午後の健康相談会はどなたでもお気軽にご参加ください。  
 場所がおわかりにならない方もご連絡ください。



お問い合わせは、福玉相談センター (0120-60-7722) まで。

日時：2021年3月28日(日)

11:00より受付後、検査  
 13:30より健康講話

場所：埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) 4階視聴覚室セミナー室 (JR 京浜東北線、高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩5分 JR 埼京線(各駅停車)「北与野駅」から徒歩6分)

\*感染防止対策をして開催いたします。入室時に手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします

主催：特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター

## 一緒に映画をみませんか？

この10年間に何が起こったのか、今どのような状況にあるのか、ぜひ多くの人に知ってほしい。その強い思いによって制作された作品です。

### 福玉上映会

日時：3月14日(日) 13:00~16:00

13:00~13:45 『終わりのない原子力災害』

14:00~15:10 『ふるさと津島』

15:10~16:00 交流の時間

場所：埼玉県男女共同参画推進センター

4階 視聴覚室セミナー

(JR 京浜東北線、高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩5分、JR 埼京線(各駅停車)「北与野駅」から徒歩6分)

\*感染防止対策をして開催いたします。入室時に手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします。

主催：特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター

お問い合わせは、福玉相談センター (0120-60-7722) まで。



3月11日東日本大震災から10年  
 制作：アジア太平洋資料センター (PARC) / 国際環境 NGO BoE Japan  
 事故とその後の政府によって覆りまわされてきた人びとの声に目を醒まして、本日の劇場での「復興」とは何かを問いかけます。



製作：ふるさと津島を結成して福井県立総合資料館から今年、今も廃墟のままの福井県立総合資料館。映画に作り込まれた津島は、やがて地盤から消失する。100年後の子孫のために、津島を520戸の最後の家をプロローグ空襲映像で記録。

## 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

原発事故による損害賠償の請求については、東京電力との直接交渉や裁判以外に、国の「原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)」を利用することができます。原発事故から10年が経過する中で、今からでも申立てが可能です。

このADRセンターでは、弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。裁判よりも手続きが簡便で、ひとりでも申立てができます。

仲介費用は、書類の送料などの実費以外は無料です。賠償について国に設置された審査会が定める「中間指針」に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

ADRセンター発足以来、約2万4000件、10万人を超える申立てを受け付けており、これまで仲介手続きを終了した案件のうち、8割以上が和解成立に至っています。また6割以上が弁護士を立てずに申立てられています。弁護士を立てずに申し立てる場合、個人向けの和解仲介手続申請書が準備されており、氏名のほか、要求の内容などをチェックし、必要事項を記入するだけで簡単に申し立てることができるよ

うなっています。また、事実によっては、申し立て後にADRセンターから電話でヒアリングがあり、東京電力への請求が的確に行われるようサポートしています。

東京電力との直接の交渉で示された賠償金額では納得できない場合、東京電力との直接の交渉で被害を申し出たが賠償がなされない場合、裁判よりも簡易・迅速な手続で賠償を実現したい場合など、次のフリーダイヤルへお気軽にお問い合わせください。

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター  
 0120-377-155 受付時間 (平日:10:00~17:00)

なお、弁護士を立てずに申し立てる場合、ご依頼内容が的確に東京電力に伝わらない場合がありますので、一度、震災支援ネットワークまでご連絡下さるようお願いいたします。

また、その他なんでも心配事、悩み事などありましたら震災支援ネットワーク埼玉 事務局 愛甲までご連絡ください。携帯電話：090-8879-0213

宮城県の避難者支援団体「みやぎ連携復興センター」の  
広報誌にて、ADRを紹介

福島県 県外避難者の方へ  
**サロン・相談・情報ガイド** 2021 Vol.5  
～私たちの歩幅で～

福島の人と話がしたい、専門家に相談したいけどどこに相談したらよいか分からない、情報が入ってこない—etc.、そんなお悩みを持っている県外避難されている皆様へ、岩手県市・町ごとの広域自治会、宮城県内で開催されている福島の方が参加されているサロン、相談可能な各種専門機関等のお役立ち情報をご紹介しています。また、今回は宮城県内で事業再開されたお店もご紹介します。また、中面では広域自治会の皆さんの交流会の様子もピックアップ、それぞれの歩幅でこの10年を歩んでこられた、それぞれの“歩み”を辿ります。

【特集】私たちの再スタート

From  
浪江町  
to  
仙台市

DINER ダイナー ハルク  
HARUKU



土地が変わっても情熱は一途に  
親子で新しい挑戦を続ける

開業する住宅街に生業することなく佇む「DINER HARUKU」。誰れ家族的な立地、訪れた人それぞれの目的で過ごすよう工夫された店づくりが昇華で、2020年で5周年を迎えたアメリカンスタイルのバーガーショップだ。ふたつに分かれた空間を効果的に活用し、ファミリーでもゆったり座れるボックス席から、窓の外を眺めるカフェ風のテーブル席、PC用電源がセットされたカウンター席など、多様なスタイルの客席が配されていて長時間利用の常連客も多いという、ハンバーガーとサンドは、店内で焼き上げる自家製パンズとライ麦パンに、食べ応えのある手作りパティやたっぷりの野菜をサンド、手前職かけた手作りでヘルシー感が魅力のメニューが揃い、テイクアウトもできる。

取締役社長 横山善一さん

「我が家は代が変わることに、それぞれの持ち味を生かした再興をしてきたのが特徴です。『ハルク』は浪江で私が経営していたギフトショップ兼飲食店の名称、4代目になる息子が食堂を意味する『ダイナー』をつけて『DINER HARUKU』という名前です。スタートし、コロナ禍も落ち込むことなく、5年連続に続けることができました。浪江で3代続いた再興を仙台で再開することになったのは震災がきっかけではありませんが、仕事で足を運ぶことも多かった仙台でやることに大きな不安はありませんでした。このエリアは細い商売をしている方々も多く、新たな出会いにも魅力を感じています。地元で根付き、近隣の方々の憩いの場となることを目標に頑張っていきます。」

住所／宮城県仙台市青葉区中山7-26-1  
営業時間／10:00～19:00(新型コロナウイルス感染拡大の状況によって変更あり)  
定休日／毎月月曜日、第2火曜日 駐車場／5台 電話／022-778-6936

相談できる専門機関・お役立ち情報

<p><b>ご自宅での健康相談</b></p> <p>一般社団法人 日本精神科看護協会 看護士などの専門スタッフが、避難先のご自宅を訪問、心や体の健康相談をしてくれます。 予約・問い合わせ フリーダイヤル0120-357-257</p>	<p><b>住宅の再建資金のことなら</b></p> <p>独立行政法人 住宅金融支援機構 「災害復興住宅融資」により住宅の再建を支援しています。 お問合せコールセンター(災害復興ダイヤル)0120-086-353 https://www.jfh.go.jp/inf/index.html</p>
<p><b>法律・登記に関するお困りごと</b></p> <p>宮城県司法書士会 県内3カ所で相談センターを開設している。 初期4,000円の相談対応費 相続・贈与等の登記の相談も対応可能。 仙台市青葉区春日町8-1 ☎ 022-263-6755</p>	<p><b>宮城県営住宅、UR住宅</b></p> <p>宮城県住宅供給公社 宮城県の県営住宅の募集を年4回実施している。県内各市の市営、町営住宅の情報もあり。 仙台市青葉区上杉1-1-20 ふるさとビル 県営住宅センター ☎022-224-0014 U住宅 公社番号 ☎022-261-5154</p>
<p><b>障害後の就労・転職希望者の支援</b></p> <p>福島県人生活者支援センター 就労相談や転職費用支援の他、「電話相談エリア求人検索ページ」や「障害ではたらく、移住できるがマカシンHOOKのウェブサイトを開設。福島県求人エリア求人検索ページ」 https://求人ポータル.com/求職者検索-福島県 HOOKウェブサイト https://ruushime-hook.jp/</p>	<p><b>仙台市営住宅</b></p> <p>公益財団法人 仙台市建設公社新築課 仙台市内の市営住宅の募集を定期募集4期(6-9-12-3月)と特定枠(7-1月)を行っている。募集要項再生活動法に基づき居住制限、子ども・障害者優待に基づく支援対象世帯者の方は、申込資格要件が緩和されます。仙台市内に居住していない方も、または勤務先が仙台市でなくても申込のことが出来ます。 [入居費等の必要ない]は青葉区に仙台市建設公社または区役所、区民センター等で入手可能 ☎022-214-3804</p>
<p><b>移住に関する情報の取得なら</b></p> <p>みやぎ移住ガイド 宮城県の移住専用のホームページ。宮城県内の各市町村別の支援情報等が掲載されている。 https://miyagi-iyuguide.jp/</p>	<p><b>障害後の子育て支援(ままカフェ)</b></p> <p>特定非営利活動法人ピースふくしま 不安や悩みを交わして居る場所として「ままカフェ」を県内6ヶ所で実施中。育児スタッフもいるので子どもと一緒に参加もOK。 電話024-673-0150</p>
<p><b>障害後の就労や生活再建支援</b></p> <p>ふくしま生活・復興支援センター 県内8カ所で求職支援や企業とのマッチング等を実施。生活再建に向けた相談も対応。</p>	<p><b>原子力に関する教育結集</b></p> <p>原子力調査総研・復興支援機構 財団法人 復興財団を傘元組織で実施(お問合せ 0120-330-540) 電話による無料有償相談 0120-013-814</p>

**ニュース** 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)からのお知らせ  
「東京電力からの損害賠償に不満がある、賠償請求すべき損害がまだある」とお考えの方へ ⇒ ADRセンターを利用しては

ADR(裁判外紛争解決手続)の特徴  
○裁判より簡単、手続非公開 ○手数料無料(郵送費用、通信使用は自己負担)○弁護士を立てず個人での申立てが可能  
○申立・公正な仲介委員が賠償金額をあらかじめ算定 ○これまで2万5千件以上の申立てがあり、約8割で和解が成立

賠償されました!  
私たちが被害者になったことや、事故が解決しなくなるほど、被害生活による苦痛が大変な場合、精神的苦痛について十分補償した金額での和解が成立しています。  
●和解が成立してからも、申立てがされた賠償額が足りないと感じて、和解を撤回します。  
●今年で事故から10年、進んでいる方はお申立の申立てもお勧めします。

○申立てに際する問い合わせ窓口 全国消費者原子力損害賠償紛争解決センター TEL 0120-377-1555(平日午前10時～午後5時)

設置しているサロン・団体等へのお問い合わせは…  
相談ダイヤル  
**080-9259-7049**  
相談メール f-soudan@renpuku.org  
URL https://www.renpuku.org/ (HP)  
開設時間 毎週 火・水・金曜日 11:00～18:00  
※祝祭日・お盆・正月の場合はお休みとなります。

**福島県県外避難者相談センター** [副都庁]  
地下鉄副都庁・勾当台公園駅(副都庁)出口から徒歩約5分  
※当センターは一般社団法人ふくしま連携復興センターからの委託により一般社団法人みやぎ連携復興センターが運営しています。  
みやぎ連携復興センター  
一般社団法人  
**みやぎ連携復興センター**  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-1-17 中まるとんビル

原発事故の被害を受けて関西に避難されている方へ

東京電力からの  
損害賠償に  
不満がある

東京電力へ  
賠償請求すべき  
損害がまだある



とお考えの皆様へ



ADRセンターを利用してみませんか

ADRセンターでは、東京電力と賠償の合意をして賠償金を受け取られた方も、話し合い中の方も、まだ話し合いをしていない方も、どなたでも申立をすることができます。東京電力への請求を先行させる必要はありません。

ADRセンターは

東京電力とは  
全く別の**公的機関**で  
申立費用は**無料**です。

ADRセンターは

**中立・公正**な立場で  
皆様と東京電力との賠償の**話し合いがまとまるよう仲介**します。

ADRセンターは

申立てのあった事例のうち  
**約8割で和解が成立**  
しています。

原発事故から10年がたちましたが、申立てを受け付けています。  
お早めにご連絡ください。



文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

☎ 0120-377-155 (平日10時~17時)

ADRセンターでは  
賠償金額を改めて算定し直します

避難指示等対象区域の方

たとえば・・・

家族が別々に避難し、  
二重生活となった



・妊娠中であった  
・乳幼児の世話を日常的に行った



身体又は精神の障害がある



身体又は精神の障害がある方の介護を日常的に行った



上記の場合、  
**慰謝料**（原則月額10万）  
が**増額**されることがあります。

自主的避難等対象区域等の方

たとえば・・・

避難交通費、  
宿泊費用等の避難費用の**増額**



二重生活に要する面会交通費、  
増加した生活費



放射線測定器  
（ガイガーカウンター）  
購入費用



自宅を除染した際の除染費用、  
高圧洗浄機購入費用



上記の**支出した費用**が  
賠償される可能性があります。



ADRってどんな手続き？

- ・申立ての書面はご自身でも簡単に作成できます。
- ・弁護士に依頼しなくてもご自身でも申立てができます。
- ・詳しい証拠資料がなくても申立てを受け付けます。
- ・原則非公開の手続きですので、周囲に知られずに申立てができます。

まずは、お気軽にお電話ください！